

令和6年度第2回郡山市公契約審議会 議事録

1 開催日等

日 時：令和7年2月7日（金）午後2時00分から午後3時10分
場 所：郡山市役所西庁舎 5階 5-2-1会議室

2 出席者

委 員：7名
事務局：9名（市長事務局6名、上下水道局3名）
傍聴人：なし

3 議事

(1) 令和6年度郡山市公契約条例の施行状況等について

【契約管理係長】資料1に基づき説明

(2) 労働環境報告書による報告内容について

【契約管理係長】【上下水道局総務課主任】資料2に基づき説明

(3) 令和6年度郡山市公契約条例等に係るアンケートの実施結果について

【契約管理係長】資料3に基づき説明

《委員からの質問及び回答内容》

【佐藤日出一委員】

業務委託は原則下請禁止だが、業務委託の回答者に下請があるのはなぜか。また従事者の業務内容の中で業務委託の下請に人数が入っているのはなぜか。

【契約管理係長】

アンケート回答において、従事者が受注者として回答している等、誤回答と思われるものがあつた。また、従事者が、自分が元請事業者に勤務しているのか、下請事業者に勤務しているのか認識できていない回答が多かつたため、誤つた回答の結果と認識で、下請の契約は業務委託ではないと認識している。

【伊藤会長】

アンケートにおいて、入札参加資格を持っている会社に対して公契約条例について周知が必要との意見があつた。また公契約条例を「知らない」と回答した元請が多かつたが、そもそも事業者が公契約条例の対象案件であると認識するのは、入札時か、契約時か、その後なのか、いつの段階で知らせるのか。

【契約管理係長】

郡山市の公契約条例の対象の案件に関しては、入札の公告及び入札通知に明記しているため、入札に参加する時点で認識していただいている。

【伊藤会長】

事業者の法令違反の疑いがあるときの市への申し出について、申し出をしなかつた理由として、「市が本人に言う時に誰が言ったのか言いそうだから」という意見

がある。当然守秘義務があると思うが、それでもそういった心配があるということか。

【契約管理係長】

実際に現段階までにそのような申し出があったという事実はないが、もしそのような申し出があった場合には、個人情報に配慮した形で対応をしている。申し出内容の事実確認をする際に、実名を公表するか、匿名を希望するかを必ず確認して行うこととなっている。

【佐藤彰宏委員】

初めは工事の事業者、受注者も認知度が低かったが、データを見てもわかるように周知されてきているので、指定管理も同様になっていくと良い。

【契約検査課長】

指定管理については、今回初めてアンケートを行った。毎年繰り返していく中で徐々に周知が進んでいくと思う。

【伊藤会長】

今後の課題としては、指定管理の状況に重きをおいて周知していかなければならない。